

平成19年度 津山市事務事業総点検2次評価結果一覧表（3次評価分を除く）

【別紙 2】

NO.	担当 部署名	事業名	事務事業の概要	年度	総事業費	一般財源	職員数	1次評価（担当課）の点検結果			2次評価（行政内部評定者）の点検結果		
					千円	千円	人	評価	実施主体	説 明	評価	実施主体	説 明
1	企画室	企画事務費 （津山広域事 務組合負担 金） 【自治事務】	津山圏域市町の連携により、雇用労働対 策等津山広域圏の振興を図るため、活動 する事業費を応分負担するもの	18	10,808	10,808	0.0	C	直営	若者の定住化対策については、派遣職員の増加や 産業構造（建設・農林業・加工型工業など先細り産 業が多く雇用吸収力が弱い）等の要因から、景気 回復が雇用増加に直結しなくなっている。 U I J ターン事業については、インターネットや民間職業 紹介の普及等新たな環境変化に対応した検討が必要 となっている。 勤労者互助会については、現在 の状況では、有効な加入促進活動を行なっても会員 数の微増がやっとであると思われるが、互助会の魅 力アップに向けた地道な努力と地道な加入促進活動 が求められる。 また、広域公共交通システムの研 究や中山間地域の新たな地域課題に対して、広域的 な視点で取り組むことも必要となっているのではな いと思われる。	C	直営	・定住化対策事業、U I J ターン 事業については、団塊世代の誘引 など時代にあった事業見直しを図 ること。 ・勤労者互助会については、市町 村関与の必要性を再検討し、併せ て、参加企業の自主運営への移行 等を図ること。 ・一部事務組合等、広域市町村の 事業連携について負担のあり方を 再検討し、人件費を含めたトータ ルコスト意識をもって適正負担を 求めること。
				19	19,391	19,391	0.0						
2	企画室	企画事務 （行政評価制 度推進事業） 【自治事務】	効率的・効果的な事務事業の推進を図る ため、事務事業の決定・進行管理・実績 評価の各段階で、客観的な評価手法とし て行政評価制度を活用するもの。	18	1,560	1,560	0.2	C	民間委 託（一 部）	第四次総合計画・中期実施計画以降の主要事業の査 定にあたっては、継続事業は事務事業総点検シート を活用し、新規事業は行政評価（事業評価）シート を活用することで、両システムの連携と事務の効率 化を図る。 また、中期実施計画策定時の指標の公 表に向けた制度改善や、外部評価委員の導入も検討 していく。	C		担当課の方針により、事務事業の 改善を進めること。
				19	1,651	1,651	0.2						
3	企画室	企画事務 （国への重要 事業提案事 業） 【自治事務】	津山市の重点事業について国等へ提案書 を提出し、補助金や交付金等次年度の予 算確保を図るもの。	18	1,637	1,637	0.2	C	直営	津山市単独での重点要望だけでなく、周辺市を含め た要望活動手法について検討を進め、更に効果のあ る事業としたい。また、事業の必要性についても、 引き続き検証していく。	C		担当課の方針により、事務事業の 改善を進めること。
				19	1,630	1,630	0.2						
4	企画室	国際交流ボラ ンティア事業 【自治事務】	在住外国人や来訪外国人が増加する中 で、多文化共生社会を築くため、異文化 に触れる機会を創出し、市民との協働に より国際交流事業を展開するもの。関心 のある市民に国際交流ボランティアバン クとして登録をしてもらい、必要に応じ て対応を依頼するもの。	18	818	818	0.1	C	直営	登録者の大半はホームステイの受入と日本語講師 で、通訳・翻訳などの対応登録者が少なく偏りがある ため、新たな人材発掘の必要がある。また、生活 相談など現状に沿った新たな分野を設ける必要がある。 より活動的なバンクとするため、「国際交流サ ポートネット」として事業内容を改善する予定。	C		担当課の方針により、事務事業の 改善を進めること。
				19	818	818	0.1						
5	企画室	国際交流プラ ザ整備事業 【自治事務】	国際交流の核となる活動拠点、また、国 際交流団体や在住外国人の相互交流・情 報交換を図るための場として、外国語 （主に英語）の書籍や雑誌、国際交流・ 貢献に関する情報誌、インターネットパ ソコンなどを設置し、世界各国の情報取 得を可能にしている。週1回、日本語教 室を開催。	18	17	17	0.0	C	直営	市管理のパソコンであるため得られる情報が制限さ れる、自動車を運転しない在住外国人にとっては交 通の便が悪いなど、利用しにくいとの意見もあり、 運営方法や場所の移転なども視野に入れながら、利 用者のニーズにあった施設にしていける必要がある。	C		担当課の方針により、事務事業の 改善を進めること。
				19	17	17	0.0						
6	企画室	異文化交流事 業 【自治事務】	国際化時代に、外国文化や外国人との出 会いを通じて、児童に世界的な視野を広 げる機会を提供するため、日本語教室受 講生や津山高専留学生などに依頼し、小 学校での交流機会を図るもの。		880	880	0.1	C	直営	小学校における異文化交流事業等は、教委A L Tに よる対応時間が少ない。また、当事業は英語圏以外 の出身者も多く、貴重な機会を提供している。実施 時期や受入側の企画内容等、検討・改善はあるが継 続すべきである。	C		担当課の方針により、事務事業の 改善を進めること。
				19	825	825	0.1						

平成19年度 津山市事務事業総点検2次評価結果一覧表（3次評価分を除く）

【別紙 2】

NO.	担当 部署名	事業名	事務事業の概要	年 度	総事業費	一般財源	職員数	1次評価（担当課）の点検結果			2次評価（行政内部評定者）の点検結果		
					千円	千円	人	評価	実施主体	説 明	評価	実施主体	説 明
7	人事課	人事一般管理費（人事管理事務費） 【自治事務】	人事管理に伴う事業（職員人件費を除く） 職員（臨時・嘱託含む）の任免配置、勤務管理、出張、表彰等人事管理に関する こと及び会議等負担金の執行 等	18	97,169	97,169	2.5	C	直営	旅費の日当廃止及び旅費計算の外注による実費精算の実施の方向で旅費の抑制を図りたい。	D	直営	・日帰り旅費日当は廃止すること。 ・旅費全般については、支給規程を見直すとともに、事務の効率化を図るため旅費計算の外注方式を検討すること。
				19	78,167	78,167	2.5						
8	情報管理課	地図情報費 【自治事務】	地図情報を一元管理することにより、効率化と経費削減を図るとともに各種行政情報をGISを媒体にして公開することにより住民サービスの向上を図るため、国土調査事業の成果の閲覧事務及びメンテナンス業務、統合型GIS（庁内用、インターネット公開用）の運用及び各種行政情報のデータ化	18	33,376	32,070	4.0	A	民間委託（一部）	津山市のGISは、法令義務等による道路台帳、農道台帳、下水道台帳、都市計画情報、地籍情報をハイブリット型で作成し、経費削減に貢献。ハザードマップ、固定資産税等業務等にも活用した全国的にも高い水準であり、WEBGISとして住民に公開している。また、住民サービスとして都市計画図、航空写真の出力販売を実施している。今後もシステム拡充により、GISを行財政改革のツール、住民サービスの高度化、行政事務の省力化とともに、地図、航空写真等の情報資産（データ）を販売し収入増を図る。また、小中学生の教育資材として教育GIS（キッズマップ）の開発導入や、行政情報のデータ化及びコンテンツ化、また住民ニーズの高い携帯版GISの開発導入を図っていく。	C	民間委託（一部）	・情報の高度利用を図るとともに、民間販売の可能な情報を検討し、外部提供に関しては適正な利用料設定を行なうこと。 ・公共機関等への情報提供についても、システム構築費用や情報処理費用等を勘案した適切な利用料を求めること。
				19	32,252	30,367	4.0						
9	人権啓発課	人権啓発関係費 【自治事務】	一人ひとりの人権が尊重され、だれもが平和で幸せに暮らせる社会の実現をめざす。関係機関（国・県・市民団体）との協働による人権・平和に対する意識の高揚を図る啓発活動の実施、旧地域改善対策特定事業に係る施策の整理	18	15,533	14,288	1.5	B	直営	個人の価値観の多様化、現代社会における人間関係の希薄する中において人権について正しく理解し、その権利の行使に伴う責任を自覚して、人権を相互に尊重し合うことの大切さを啓発していく活動の重要性は高い。業務の特性上、効率化に馴染まない部分もあるが、啓発手法に工夫し事務事業のスリム化を図りつつ、地道に粘り強く継続していくことが必要である。	C	直営	・人権教育との類似事業の統合を進め、事業実施方針の一体性並びに施設管理の効率性を促進し、行政コストの削減を図ること。
				19	14,583	13,383	1.5						
10	人権啓発課	ファミリーサポートセンター管理運営費 【自治事務】	地域における子育て支援のため、会員制の子どもの世話をを行うシステムの運営（会員募集・登録、講習会・交流会の開催、関係機関との連絡調整、広報誌の発行などの広報業務）	18	6,971	3,746	2.1	A	直営	共働き家庭やひとり親家庭の増加や核家族などライフスタイルの多様化の進展と急速な少子化が進む中で、ファミリー・サポート・センターの果たす役割は大きく、さらに広報に努め充実する必要がある。組織的には、「こども課」が所管すべき。	C	民間委託（一部）	・放課後児童クラブや子ども教室等、子育て支援対策の事業重複を避け、十分な連携を図り計画的かつ整合性のある事業を実施すること。
				19	6,843	3,532	2.1						
11	財政課	車両管理関係費（車両購入費） 【自治事務】	庁用自動車及び二輪車の適正な管理及び効率的な運用を図るため、庁用自動車の点検整備を心がけ、効果的、経済的に活用し、安全な運行・運転に必要な管理業務を行う	18	74,569	64,169	5.0	B	直営	行革の観点からは、車両のリース契約、車両管理の民間委託などの検討の余地はあるが、当面は経費節減に努めながら、現状のまま継続することが適当である。	C	民間委託（一部）	・リース車両の導入については、車両購入費や維持管理費及び人件費のトータルコストの観点から十分検討し、本年度中に結論を出すこと。 ・運転技師については、人材派遣での対応を検討すること。
				19	62,674	62,674	5.0						

平成19年度 津山市事務事業総点検2次評価結果一覧表（3次評価分を除く）

【別紙 2】

NO.	担当 部署名	事業名	事務事業の概要	年 度	総事業費	一般財源	職員数	1次評価（担当課）の点検結果			2次評価（行政内部評定者）の点検結果		
					千円	千円	人	評価	実施主体	説 明	評価	実施主体	説 明
12	財政課	財産管理事務 【自治事務】	効率的な財産の管理を行うこと 普通財産及び各種基金について維持管理 を適正に行う。	18	1,030,031	66,561	1.5	B	民間 委託 （一 部）	普通財産に係る草刈りなどについては、賃貸契約が 結ばれるような物件であれば、本来借主の責任にお いてなされるべきものだが、遊休資産については、 現状のまま継続するより他に方法はない状況であ る。	C	民間 委託 （一 部）	・未利用資産については、活用・ 処分等の統一指針を作成し、全庁 的な財源確保の取組を徹底するこ と。 ・普通財産の貸付料並びに行政財 産の目的外使用にかかる使用料及 び公有財産の借り上げ料について は、その算定基準並びに免除・減 免基準を明確にし、貸し付け・借 り上げにかかる契約事務の適正化 を推進すること。
				19	20,275	19,605	1.5						
13	財政課	庁舎管理事務 【自治事務】	適正な庁舎の管理を行うこと 公務の適正かつ円滑な執行を確保するた め庁舎の秩序維持や災害の防止、美観の 保持等に努める	18	157,351	151,704	10.3	B	民間 委託 （一 部）	直営部分及び民間委託部分についてできうる限りの ことはしている。現状の人員体制では、精一杯の状 況であり、現状のまま継続するほかない。また、庁 舎は老朽化が進んでおり、近い将来、補修等に今以 上の経費がかかることが予想される。	C	民間 委託 （一 部）	・庁舎管理委託（清掃業務・保守 管理業務等）については、契約事 務の見直しを図り経費削減に努め ること。
				19	166,373	161,167	10.3						
14	納税課	納税係関係事 務費 【自治事務】	税・料の公平収納を図り、自主財源確保 に努める。 徴収率の目標を年次計画で定め、毎月の 調定収納の実績検証を行い、進行管理を 行っている。	18	185,341	185,341	15.0	A	直営	税（料）の最終目的は公正課税と公平徴収であり、 自主財源確保に取り組んでいる。担当職員の徴収能 力向上を図るために、滞納整理経験を積み、ノウハ ウの蓄積、また、課税と納税が連携を図ることが最 重要と思われる。内部・外部を含めて研修参加と自 助努力を促し、基本知識と能力を蓄積した時点で、 徴税吏員の行う業務と外部委託が出来るものとにさ びわけをして対応をしたい。また、コールセンター を利用しての電話催告、嘱託による集金業務、郵便 局・コンビニ収納などを検討していきたい。	C	直営	・担当課の方針に従い、民間委託 の可能性を研究すること。 ・税の適正執行をアピールし、住 民の賛同を得た行政運営を図るた め、執行停止処分・不納欠損処 分・課税免除・減免等について可 能な範囲で公表すること。
				19	196,175	196,175	18.0						
15	課税課	個人市民税賦 課事務費 【自治事務】	個人市民税の賦課のため、申告相談並び に賦課決定	18	129,056	129,056	14.5	B	直営	申告会場の統廃合を図る（18⇒6）。事務改善・研修 等により人材育成を進め、併せて適正公平課税を 推進するために納税者に対しても十分な説明責任を 果たし、税に対しての信頼性の向上を図る。	C	直営	
				19	123,611	123,611	14.3						
16	課税課	法人市民税・ タバコ税賦課 事務費 【自治事務】	法人市民税・市たばこ税の賦課のため、 申告書及び納付書の送付及び申告書の収 受を行い賦課決定を行う。	18	75,231	75,231	3.2	B	直営	組織・業務手順の見直しを通じて、事務の改善を推 進するとともに、適正公平な課税をしていくため、 未申告法人の調査・指導を積極的に進めていく。	C	直営	
				19	76,161	76,161	2.2						
17	課税課	軽自動車税賦 課事務費 【自治事務】	軽自動車の登録、・廃車の受付及び賦課 決定を行う。 自動車臨時運行許可申請書を審査し、許 可証を交付する。	18	22,940	22,940	2.6	B	直営	組織・業務手順の見直しを通じて、事務の改善を推 進するとともに、適正公平な課税をしていくため、 農耕車両の登録を促進していく。 廃車時に納税状況の確認を徹底する。（納税課との 連携）	C	直営	
				19	22,101	22,101	2.6						
18	課税課	固定償却資産 賦課事務費 【自治事務】	固定資産税（償却資産）の賦課のため、 申告書及び納付書の送付及び申告書の収 受を行い賦課決定を行う。	18	23,717	23,717	2.6	B	直営	組織・業務手順の見直しを通じて、事務の改善を推 進するとともに、適正公平な課税をしていくため、 新たな法人・個人事業者調査及び未申告者の調査・ 指導を引き続き進めていく。	C	直営	・担当課の方針に従い、事務改善 を推進すること。 ・税の適正執行をアピールし、住 民の賛同を得た行政運営を図るた め、課税免除・減免等について可 能な範囲で公表すること。
				19	23,013	23,013	2.6						

平成19年度 津山市事務事業総点検2次評価結果一覧表（3次評価分を除く）

【別紙 2】

NO.	担当 部署名	事業名	事務事業の概要	年度	総事業費	一般財源	職員数	1次評価（担当課）の点検結果			2次評価（行政内部評定者）の点検結果		
					千円	千円		人	評価	実施主体	説 明	評価	実施主体
19	課税課	固定家屋賦課 事務費 【自治事務】	固定資産税の賦課のため、新增築家屋の評価を行うとともに、法務局からの移動通知・家屋現況調査をもとに家屋の所有者と評価額を決定する。また、家屋の所在地や用途の実地調査を行い、現況図等、課税資料の整備を行う。	18	96,930	96,930	10.2	B	直営	組織・業務手順の見直しを通じて、事務の改善を推進するとともに、納税者への説明責任を果たしていくため、評価精度の向上と資料の整備を引き続き進めていく。	C	直営	
			19	96,143	96,143	10.2							
20	課税課	固定土地賦課 事務費 【自治事務】	固定資産税の賦課のため、土地の実地調査及び登記異動通知に基づき、土地の評価額・課税標準額を決定する。また、不動産鑑定評価を行って固定資産税路線価及び評価手順を定め、説明責任に耐える公平で合理的な評価を実現する。	18	73,186	73,186	6.2	B	直営	組織・業務手順の見直しを通じて、事務の改善を推進するとともに、納税者への説明責任を果たしていくため、評価精度の向上と資料の整備を引き続き進めていく。	C	直営	
			19	116,289	116,289	6.2							
21	契約監理 室	契約監理事務 【自治事務】	・工事の設計審査、契約、検査及び進行管理の集中監理 ・物品購入の集中監理	18	72,271	72,271	9.0	C	直営	入札・契約に関しては、今後ますます市民の関心が高まっていくものと推測されるため、公正で効率的な事務を進めるためには、より電子化が求められる。しかし、内部的には投資対効果、外部的には関係業者への負担増の課題があり、現時点では具体的な方針がでていないが、今後早急に、他都市の例も見ながら、具体的な方向を検討したい。	C	直営	・一般競争入札の見直し並びに電子入札等の導入については、本年度中に結論を出すこと。 ・委託契約全般について、契約適正化の観点から統一方針を作成するなど、検討を行なうこと。
				19	69,873	69,873	9.0						
22	市民課	環境衛生費 【法定受託】	墓地・埋葬に関する法律、市条例等に基づき、斎場の管理・運営、埋火葬許可書・斎場施設使用許可書の作成、個人墓地の経営許可・墓地改葬の許可を実施。	18	209,268	15,165	2.1	B	民間 委託 （一 部）	総合斎場については、耐用年数等から火葬炉の修繕・改修工事を実施しながら、現状のまま継続して使用すべきであると考ええる。（加茂町斎場については、火葬炉の大規模改修工事が必要になった時点で、休止か廃止の判断をせざるをえないのではないかと考える。）	D	民間 委託 （一 部）	・市営斎場の指定管理者制度導入については、本年度中に結論を出すこと。 ・加茂斎場については、施設存続の可否を決定すること。
				19	67,042	18,825	2.1						
23	環境生活 課	市民生活対策 事業 【自治事務】	消費者被害を防止し消費者の権利尊重と自立を図るため、消費生活相談員や弁護士・司法書士等専門家による相談事業、及び各種講座を実施する。また、地域の防犯意識高揚のため、防犯灯の設置補助、自主防犯組織の育成を行う。	18	29,485	29,485	2.8	B	直営	○今後も専門の消費生活相談員を配置し、市民ニーズに十分対応できる直営方式で市民相談事業を進める。 ○自主防犯組織を育成・新設し、さらなる「安心・安全なまちづくり」を推進する。	C	直営	・消費生活相談員については、有資格者の継続確保を図るとともに嘱託職員への振替を検討すること。
				19	28,713	28,713	2.8						
24	生活福祉 課	隣保館運営費 【自治事務】	地域社会全体の福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となるコミュニティセンターとして、各種事業を総合的に行うため、市内6ヶ所の会館（福岡会館、中央会館、加茂中原会館、公郷会館、大久保会館、柳会館）の管理運営	18	41,299	9,810	1.8	B	民間 委託 （一 部）	会館の主な活動である教室講座等は、公民館と事業内容が類似するが、相談事業等の人権関係業務も実施しているため、現段階では現状のまま市が実施主体として継続実施するべきと考える。	C	民間 委託 （一 部）	・各館に設置している審議会の統合を図ること。 ・類似事業の統合を進め、事業実施方針の一体性並びに施設管理の効率性を促進し、行政コストの削減を図ること。
				19	47,261	10,659	1.8						

平成 1 9 年度 津山市事務事業総点検 2 次評価結果一覧表（3 次評価分を除く）

【 別紙 2 】

NO.	担当 部署名	事業名	事務事業の概要	年度	総事業費	一般財源	職員数	1 次評価（担当課）の点検結果			2 次評価（行政内部評定者）の点検結果		
					千円	千円		評価	実施主体	説 明	評価	実施主体	説 明
25	こども課	放課後児童健全育成事業費 【自治事務】	留守家庭の概ね10歳未満の児童に放課後の遊びや生活の場を与え、健全な育成を図ることを目的とし、地域住民等による運営委員会や社会福祉法人に運営を委託。全小学校区内での開設を目指す。	18	79,709	49,720	1.6	B	民間委託（全部）	放課後児童健全育成事業においては、必要とするすべての小学校区に児童クラブ設置を進めるとともに、国がH18年5月に示した「放課後子どもプラン」に基づき、教育部局の「放課後子ども教室」との一体的事業推進に向けての検討を行う。	C	民間委託（一部）	・児童クラブの保護者負担については、クラブ運営の基本部分（運営費・施設借用料等）にかかる不均衡を早急に是正すること。 ・放課後子ども教室やファミリーサポート事業等との事業重複を避け、十分な連携と計画的かつ整合性のある子育て支援対策事業として総合的に実施すること。
				19	89,771	-	1.6						
26	こども課	母子福祉対策事業 【自治事務】	母子家庭等の生活の安定と自立の促進を図るため、①母子自立支援員による相談・指導 ②母子福祉協力員（25名委嘱）の訪問相談 ③母子寡婦福祉貸付④母子家庭自立支援教育訓練給付金（講座受講料の40％〔上限20万円〕） ⑤母子家庭・寡婦家庭介護人派遣事業	18	4,605	3,422	1.1	C	直営	事務事業の概要の内容①～④については、法制度や国・県の要綱に基づき実施していくものであるため、現状のまま継続していく。 事務事業の概要の内容⑤については、長い間利用実績が無く、また家庭介護人の確保や賃金の額等課題があるので、改善・休止又は廃止を検討する必要がある。	C		担当課の方針により、事務事業の改善を進めること。
				19	5,104	3,436	1.1						
27	こども課	保育所運営費（一宮保育所管理運営事業） 【自治事務】	一宮保育所（定数135名）の管理運営に必要な経費	18	126,365	85,264	22.0	A	直営	保育サービスの住民ニーズは拡大しており、一時保育や病後時保育など今後ますます多岐にわたるサービスが求められると思われる。また、保育所運営に関する行政の関与については、民間委託を含めて検討していく必要がある。	C	民間委託（一部）	・民間委託について積極的に検討し、PFI建築方式・指定管理者制度導入を含め、方針決定すること。
				19	127,872	85,566	16.0						
28	こども課	児童遊園地等維持管理事業 【自治事務】	児童に安心して安全な遊び場を提供するため、児童遊園地に係る安全管理及び維持管理を行う。町内会への環境整備の協力依頼、遊具の定期点検と危険度による修繕を計画的に行う。	18	1,679	899	0.1	C	直営	遊具は経年劣化したものが多く、修繕または取換え等これまで以上の経費を要すると思う。県下他都市では効率化の観点から児童遊園地も都市公園を所管する都市建設課が維持管理を実施。管理の一元化を図り、類似施設（都市公園・農村公園等）の効果的な設置や地域の均衡等を総合的に判断する必要があると考える。	C	民間委託（一部）	・都市公園・農村公園等、類似施設の重複を避け、地域均衡を図った施設整備を行なうなど、効率的な管理運営形態を検討すること。
				19	1,676	926	0.1						
29	こども課	児童館管理運営事業 【自治事務】	児童に健全な遊びを提供して、心身の健康と情操を豊かにし、子育て家庭への支援を行うとともに、行事や活動を通して楽しく交流できる地域子育て拠点とする。	18	40,531	40,414	12.0	C	直営	19年度の行事予定に沿って子育て家庭への支援や中高生の居場所作り、また、学校等関係機関と連携をとりながら地域における子どもの安全確保にも配慮する。	D	民間委託（全部）	・各館に設置している運営委員会を統合すること。 ・指定管理者制度導入等による民間委託の推進を図ること。
				19	38,858	38,744	12.0						
30	障害福祉課	障害者福祉事業費（福祉都市推進事業） 【自治事務】	人にやさしいまちづくり条例に基づく推進。障害者福祉の啓発事業 市内民間施設のバリアフリー化整備を促進する	18	6,519	1,283	0.0	C	直営	バリアフリー事業は、問い合わせ、相談はあるが、基準に合わないため、実施につながらない事例がある。 障害者スポーツ大会は、身体、知的、精神障害者の合同のスポーツ大会であり、障害者の社会参加促進事業である ふれあいの日事業は、車椅子駅伝の代替事業のひとつ、障害者の社会参加促進事業である	C		担当課の方針により、事務事業の改善を進めること。
				19	5,560	3,853	0.0						
31	障害福祉課	障害者福祉事業費（障害児通園事業） 【自治事務】	心身に障害のある児や疑いのある児に、基本的な動作の習得及び集団生活に適應することができるよう、「集団訓練」並びに「個別訓練」を実施する。	18	12,995	7,048	3.0	A	直営	療育の場所（中央公民館）が取り壊されたため、「神南備園」内で事業継続しているが早急に旧社会保険センター等の施設を活用し、心理士の増員等スタッフを充実することで、事業拡大し療育を希望している待機児童のニーズに応えなくてはならない。そのためにも、療育事業を実施する場所の選定を急ぐ必要がある。	C	直営	・市外居住の障害児に対する通園訓練を容認する広域事業として実施しているが、適正な受益者負担並びに人件費を含む総事業費から参加市町村の負担のあり方について見直すこと。
				19	12,691	4,828	3.0						

平成19年度 津山市事務事業総点検2次評価結果一覧表（3次評価分を除く）

【別紙 2】

NO.	担当 部署名	事業名	事務事業の概要	年 度	総事業費	一般財源	職員数	1次評価（担当課）の点検結果			2次評価（行政内部評定者）の点検結果		
					千円	千円	人	評価	実施主体	説 明	評価	実施主体	説 明
32	障害福祉課	障害者福祉事業費（障害者移動支援事業） 【自治事務】	障害者の自立と社会参加の促進を図るため、移動に関する支援を行うため、リフトバスさくら号貸出事業 タクシー利用料・給油代・バス利用料助成を実施。	18	17,125	17,125	0.2	B	直営	重度障害者の社会参加の促進と福祉の向上を図る目的で単市事業で取り組んで定着し、障害者の方に喜ばれているもの。	C	直営	・障害者移動支援事業については、サービス水準を見直すこと。 ・リフトバスの貸し出し業務については、身体障害者協会等へ受付事務の委任を検討すること。
				19	19,079	19,079	0.2						
33	障害福祉課	障害者福祉センター運営管理事業 【自治事務】	在宅の心身障害者からの各種相談と講習、情報、文化、教養、スポーツ、レクリエーション等の便宜を供与するため、「入浴サービス」「送迎サービス」「創作的活動事業」を実施し、必要に応じて健康指導を行う。また、ボランティアの養成、住民の啓発等を総合的に行う。	18	35,395	13,527	10.0	A	直営	神南備園は制度改正により「生活介護」または「地域活動支援センターⅡ型」への択一を迫られている。収入的に有益な「生活介護」への移行は、サービス管理責任者・看護職員・生活支援員各1名、計3名の正規職員を配置しなくてはならないが、「日中一時預かり」事業も平行して実施できるため、指定管理者制度導入の移行も可能となる。よって「生活介護」の事業展開を計画したのち指定管理者への事業委託を考えねばならない。	C	民間委託（一部）	・障害者自立支援法の改正による経過措置期間中（～H20）に、指定理者導入など民間委託の可能性を検討すること。
				19	34,251	16,147	10.0						
34	高齢介護課	老人短期入所運営事業 【自治事務】	高齢者と家族の福祉の向上を図るため、社会適応が困難な高齢者や居宅での見守りが困難となった場合に、一時的に養護老人ホーム等に入所させる。	18	0	0	0.0	C	民間委託（一部）	施設の利用対象者は、介護認定の必要のない方が対象であったため、業者委託料も低料金を設定している。近年、急に体調が変化し介護が必要となった方、また、介護認定を拒否されていた方が緊急に介護サービスが必要になる等、施設利用の形態が変化してきた。さらに、平成18年度の税制改正に伴う高齢者控除の廃止により、非課税世帯が減少し課税世帯となったため、利用世帯が減少している。このため、委託料と合わせて、利用者拡大を視野にいて協議、検討する必要がある。	C		担当課の方針により、事務事業の改善を進めること。
				19	901	901	0.1						
35	高齢介護課	在宅老人福祉事業（高齢者講座） 【自治事務】	虚弱高齢者及び独居高齢者の在宅生活を支援する目的で、60歳以上の高齢者を対象とした教養又は趣味の講座を開設し、老化防止・教養の向上及び生きがいの推進を図る。	18	3,440	3,440	0.1	B	直営	今後も社会福祉協議会の事業と整合性をとりながら、事業実施を行っていく。	D	直営	・公民館実施分については、社会教育課で実施している高齢者講座と重複するため、事業予算の統合を行い計画的かつ一体的な高齢者講座を実施すること。 ・その他施設実施分については、自主運営を基本として見直すこと。
				19	2,325	2,325	0.1						
36	高齢介護課	高齢者サービス相談センター運営事業 【自治事務】	高齢者福祉システム（Gパートナー）・住宅貸付金償還システムのソフトの賃借料	18	1,291	511	0.1	D	民間委託（一部）	内容の改善は考えられないが、システム委託料だけであるので、他の事業に組み込む等の検討が必要。	D		担当課の方針により、事務事業の改善を進めること。
				19	1,218	468	0.1						
37	高齢介護課	勝北町福祉巡回バス運行事業 【自治事務】	勝北地域の高齢者の外出支援の手段として、バス路線を4路線つくり、月・火・水・金の週4日巡回する。	18	3,194	1,200	0.1	C	民間委託（一部）	平成19年度から、旧町村でバラバラだった事業形態を、「福祉巡回バス事業」として統一して実施。今後は、他の交通施策と連携しながら、事業形態の改善を図っていく方針。	D	民間委託（一部）	・福祉巡回バスについては、ごんごバス等の運行路線と整合を図り、地域の総合的な公共交通施策として見直すこと。
				19	3,435	1,340	0.1						

平成19年度 津山市事務事業総点検2次評価結果一覧表（3次評価分を除く）

【別紙 2】

NO.	担当 部署名	事業名	事務事業の概要	年 度	総事業費	一般財源	職員数	1次評価（担当課）の点検結果			2次評価（行政内部評定者）の点検結果		
					千円	千円	人	評価	実施主体	説 明	評価	実施主体	説 明
38	高齢介護課	家族介護支援 対策事業（介 護教室） 【自治事務】	高齢者を介護している家族に対して、支 援を行う。市内で介護教室を開催し高齢 者を介護している家族や、介護に興味の ある方に対して知識や実技を取得してい ただき、介護への理解を深め日常生活に 役立ててもらう。	18	2,220	1,072	0.1	C	民間 委託 （全 部）	今後も津山市全体として効率よく実施できるように していく。	C		具体的な改善項目の設定並びに実 施スケジュールを検討すること。
				19	2,550	1,145	0.1						
39	高齢介護課	めぐみ荘管理 運営事業 【自治事務】	市民の健康の増進、教養の向上を図り、 レクリエーション等の場を提供し、もっ て福祉の向上を図る。	18	16,680	16,680	0.1	C	民間 委託 （全 部）	60歳以上の高齢者の余暇を利用して教養又は趣味 の講座を開設し、老化防止・教養の向上及び生きが いの推進を図る目的からの視点では必要な施設では あるが、福祉という言葉の範囲を考えつつ運営の方 法については、新市なので、旧町の手法を見直して も良いのではないかな。	C		具体的な改善項目の設定並びによ り効果的な実施スケジュールを検 討すること。
				19	16,900	16,900	0.1						
40	高齢介護課	加茂福祉セン ター管理運営 事業 【自治事務】	健康な高齢者が余暇を利用して教養・趣 味の講座を開設し、老化防止、また、重 度心身障害者のふれあいによる生きがい の増進のため、施設の管理運営	16	7,590	7,590	0.1	C	民間 委託 （全 部）	施設管理のみであれば、委託費も含めて、事業費す べてを検討する必要があるのではないかな。或いは、 事業の取組み方法から再検討する必要も考えられ る。	D	民間 委託 （一 部）	・高齢者講座等の事業については 公民館事業と重複しているため、 類似事業の統廃合を検討するこ と。
				17	6,900	6,900	0.1						
41	高齢介護課	久米保健福祉 施設管理運営 事業 【自治事務】	家族の支援を受けることが困難で、在宅 生活に不安がある高齢者の生活の場を提 供するため、久米保健福祉施設（やすら ぎの丘・居住部分）の運営	18	11,908	11,908	0.1	C	民間 委託 （全 部）	管理は指定管理で愛和荘に、運営は業務委託で愛和 荘に委託している。この方式を見直す必要がある （一括指定管理者制度に）。また、利用者数に対し 職員数が不足しており、今後のあり方も含め検討す る必要がある。	E		・生活支援ハウス部門について は、高齢者福祉計画と整合を図り つつ民営化を検討すること。
				19	12,773	12,773	0.1						
42	高齢介護課	勝北保健福祉 施設管理運営 事業 【自治事務】	老人憩いの家、共同作業所の管理運営	18	1,944	1,944	0.1	C	民間 委託 （一 部）	市の財産としての取り扱いであり、施設の利用とは 別にすると必要があると思われる。	C		具体的な改善項目の設定並びに実 施スケジュールを検討すること。
				19	2,007	2,007	0.1						
43	高齢介護課	ふれあいサロ ン運営事業 【自治事務】	高齢化時代を迎えるにあたり、市民福祉 の向上を図り生活に豊かな感性と活力を もたらすために、地域福祉、在宅福祉の 一環として、市内の高齢者に対し世代間 の交流、健康の保持増進と、生きがい、 創造のための各種事業を行うふれあいの 場を設置する。	18	15,780	15,780	0.1	C	民間 委託 （全 部）	高齢者の利用は多種にわたっており、本来の目的ど おりに利用されている。しかし、施設の老朽化も否 めない事実であり、今後、このことも当然費用の中 に加えていかなければならない。	C		具体的な改善項目の設定並びに実 施スケジュールを検討すること。
				19	15,750	15,750	0.1						
44	高齢介護課	阿波保健福祉 センター管理運営 事業 【自治事務】	市民の健康増進及び交流の場を提供し、 以って福祉の向上に資するため、施設 （浴室棟）の運営・管理。	18	9,061	9,061	0.1	C	民間 委託 （全 部）	福祉施設としての取り扱いなのか、観光施設として の取り扱いなのか、福祉施設としては名だけであ り、本来は観光施設としての扱いが妥当である。	D	民間 委託 （全 部）	・農業振興課所管施設との一体的 施設を鑑み、効率的な行政経営の 観点から運営方法の見直しを検討 すること。
				19	8,821	8,821	0.1						
45	高齢介護課	ときわ園運営 費 【自治事務】	老人の福祉を図るため、65歳以上の者 で、環境及び経済的理由により居宅養護 が困難な者を入所させ、養護とともに、 日常生活・社会的活動の参加に必要な指 導・訓練等の援助を行う。	18	209,014	54,617	24.0	B	直営	施設の老朽化から、法改正により求められている施 設の改善・改築を総合計画で要望するとともに、平 成21年度までに指定管理者制度の導入について結 論を出していく。	C	民間 委託 （全 部）	・施設の改築等にあたっては、指 定管理者制度にとどまらず、P F I 導入を視野に入れた検討を行な うこと。
				19	209,279	33,957	24.0						
46	高齢介護課	介護保険推進 事業費 【自治事務】	低所得の人の介護利用者負担額を軽減す るため、障害者ホームヘルプサービスの 利用減額や社会福祉法人が利用者負担 の軽減を実施している場合に、その法人へ 助成。	18	3,285	1,406	0.1	D	直営	経過措置部分については、国の方針に従って縮小。	D		担当課の方針により、国の動向に 注意し事業縮小を図ること。
				19	3,836	1,521	0.1						

平成19年度 津山市事務事業総点検2次評価結果一覧表（3次評価分を除く）

【別紙 2】

NO.	担当 部署名	事業名	事務事業の概要	年度	総事業費	一般財源	職員数	1次評価（担当課）の点検結果			2次評価（行政内部評定者）の点検結果		
					千円	千円		評価	実施主体	説 明	評価	実施主体	説 明
47	高齢介護課	【介護】 運営協議会費 【自治事務】	介護保険の適正な運営を行うための協議会。第3期介護保険事業計画の進行管理，地域包括支援センターの事業進行管理，地域密着型サービス事業者の指定を行なう。	18	4,341	4,341	0.5	B	直営	合併により地域審議会の委員が選任されているが，全体数について検討が必要と思われる。	C	直営	・合併により協議会委員が25名となっており、「審議会等委員の任用基準」に示す18名定数を大幅に上回っているため、定数削減を実施すること。
				19	9,893	9,893	0.5						
48	保険年金課	老人医療適正化事業 【自治事務】	老人保健適正化の推進のため、国保連合会でのレセプト点検共同事業に対する負担経費	18	2,882	1,441	0.0	D	民間委託（全部）	平成20年度からの医療制度改革により、事務処理について大幅な変更が予想される。（業務縮小予定）	D		担当課の方針により、国の動向に注意し、事務事業の改善を進めること。
				19	2,024	1,012	0.0						
49	保険年金課	【国保】 一般管理費 【自治事務】	被保険者証等の発行等の資格管理、療養費等の支給等、国保事業の運営に必要な一般事務（保健事業を除く）。事務執行経費、被保険者証等の郵送経費、電算処理委託料等	18	54,998	54,887	0.0	C	民間委託（一部）	平成20年度からの医療制度改革により、事務処理について大幅な変更が予想される。	C		担当課の方針により、国の動向に注意し、事務事業の改善を進めること。
				19	59,958	59,958	0.0						
50	保険年金課	【国保】 運営協議会費 【自治事務】	国民健康保険事業の運営に関する事項の審議に係る事務費 委員報酬 旅費等	18	660	0	0.0	B	直営	視察旅費例年を予算計上しているが、真に必要とされる場合のみの計上とする。	E		・視察旅費については、毎年度の未実施を鑑み、廃止すること。
				19	925	0	0.0						
51	保険年金課	【国保】 保健衛生普及費 【自治事務】	被保険者の健康増進、医療費適正化を図るため、レセプト点検 骨密度測定等健康づくり事業の開催 保健指導（訪問指導）事業の実施等	18	37,990	14,195	4.0	C	民間委託（一部）	平成20年度からの医療制度改革により、事務処理について大幅な変更が予想される。	D	民間委託（一部）	・医療レセプト点検の実施については、生活保護の医療レセプト点検との統合を図り事務効率の向上を図ること。
				19	44,489	18,967	4.0						
52	保険年金課	【老保】 一般管理費（老人） 【自治事務】	老人保健法に基づく保健事業の運営	18	12,529	0	0.0	C	民間委託（一部）	平成20年度からの医療制度改革により、事務処理について大幅な変更が予想される。	C		担当課の方針により、国の動向に注意し、事務事業の改善を進めること。
				19	13,434	1	0.0						
53	健康増進課	保健衛生関係事務費 【自治事務】	輸血用血液の確保・血液製剤の安定的な確保等のための献血推進委員会補助金、県北難病友の会補助金等	18	10,300	5,596	2.6	C	民間委託（全部）	献血推進事業については、実施内容が安定しているので、「津山市献血推進委員会」は継続し、その活動を経常経費に変更して推進する。	C		担当課の方針により、事務事業の改善を進めること。
				19	7,063	2,556	1.6						
54	健康増進課	救急医療対策事業 【自治事務】	救急医療対策の充実と推進を図るため、津山市救急医療対策協議会及び津山市歯科救急診療等対策協議会に委託し実施するもの	18	99,376	90,605	0.7	C	民間委託（全部）	今後も常に関係機関と連携をとり、充実に努める必要がある。1次・2次・3次救急と患者の症状により救急医療体制を実施しているが、軽症患者が重症患者に対応している3次救急病院に集中するなどの課題があり、啓発が必要である。	C	民間委託（全部）	・救急医療対策事業委託費については、広域圏事業の観点から市町村の応分負担等、見直しを図ること。
				19	98,342	91,255	0.7						
55	健康増進課	久米保健センター管理運営事業 【自治事務】	久米保健センター管理のため、施設管理業務等委託及び光熱水費等経常経費	18	1,785	1,005	0.1	B	民間委託（一部）	支所の施設利用や管理については全庁的に検討する。	E		・利用状況を検証し、施設廃止を視野に有効活用を検討すること。
				19	1,785	1,035	0.1						
56	健康増進課	健康管理システム事業 【自治事務】	個人の健康管理、事後指導、統計等に活用するため、高齢者の健康診査（基本健診、節目健診、がん検診）、母子の健康診査（乳児、1.6歳児、3歳児等）、各種予防接種のデータを入力・管理するもの	18	6,311	2,411	0.5	C	民間委託（一部）	平成20年度の医療制度改革により健診については検討課題が多いが、健康管理システムは内容を変更しながらも継続することが最善と考える。なお、コスト削減に努めたい。	C	民間委託（一部）	・健康管理システムは、データ処理委託の一部について手法を見直しし、コスト削減を図ること。
				19	5,107	1,357	0.5						

平成19年度 津山市事務事業総点検2次評価結果一覧表（3次評価分を除く）

【別紙 2】

NO.	担当 部署名	事業名	事務事業の概要	年 度	総事業費	一般財源	職員数	1次評価（担当課）の点検結果			2次評価（行政内部評定者）の点検結果		
					千円	千円	人	評価	実施主体	説 明	評価	実施主体	説 明
57	農村整備 課	公園等施設管 理運営事業 【自治事務】	恵まれた自然環境を生かした都市と農村 との交流により農林業への理解を深め、 人口増加や産業振興を図るため黒木キャ ンプ場、奥津川ラビンの里等の施設の管 理・運営を図り、観光客の増加と地域の 交流を図る。	18	29,975	16,060	0.3	C	民間 委託 （一 部）	引き続き事業を継続しながらも、同等施設の調査・ 研究を通じ、利用者の増加・コストの削減を図る。	D	民間 委託 （一 部）	・農村公園については、都市公 園・児童遊園地等、類似施設の重 複を避け、地域均衡を図った施設 整備を行なうなど、効率的な管理 運営形態を検討すること。 ・キャンプ場については、利用料 金制による指定管理へ移行し、コ スト削減を図ること。 ・市内3施設のキャンプ場は、施 設廃止を含め、その必要性等を再 検討すること。
				19	30,269	16,105	0.3						
58	農村整備 課	林務行政関係 費 【自治事務】	林業振興のため各種協議会への負担金、 補助金及び職員給与、嘱託員報酬等	18	29,429	29,429	2.5	D	直営	津山市独自に統合、廃止は困難なため、県内市長会 等を通じ、事務局である岡山県への要望活動が必要。	D		担当課の方針により、改善を進め ること。
				19	25,536	25,536	1.5						
59	農業振興 課	農業共済事務 組合負担金 【自治事務】	津山地区農業共済事務組合及び勝北地区 農業共済事務組合の管理運営の促進のため、 管理運営経費の一部を負担	18	81,765	81,765	0.4	C	直営	市町村営（事務組合）の農業共済は、平成18年度から 国庫負担金が地方交付税に一般財源化され、今後の 事務費確保に不安定感が増した。また、市町村合 併に伴い事務組合から単独市町村による共済事業実 施など、枠組みも大きく変化している。今後は、共 済事業の安定的かつ効率的な事業推進に向けて、事 務組合組織から共済組合組織への組織変更を念頭に 事務組合の組織統合を目指す。	C	直営	・担当課の方針どおり、関係機関 の事務効率を高めることにより、 市町村行政コストの削減や関係機 関調整事務の軽減を図るため、組 織統合を精力的に推進すること。
				19	70,206	70,206	0.4						
60	農業振興 課	農業振興関係 費（一般農業 振興事業） 【自治事務】	津山市の中核を担う農業者の育成支援のため、津山市農業士協 議会への活動補助、くだもの王国おかやま確立事業、元 気おかやま園芸産地づくり事業などの実施。さらに有機肥料の使用を促進する事 業などを実施。	18	23,865	19,809	0.5	C	民間 委託 （一 部）	一般農業振興事業費として、地域振興作物の推進、 活動助成事業や県事業の上乗せ補助などである。また、 地域特産物の振興を目指す単市補助金などで構 成されている。単市補助金は、生産組合、生産者グ ループ、地域振興作物に対する助成などを行っている。 同一事業にJA独自で助成しているものもある が、今後さらに重点配分するもの、育成するものな ど、事業効果と必要性、緊急性等を検証しながら支 援、誘導をする。	C		担当課の方針により、改善を進め ること。
				19	21,330	17,380	0.5						
61	農業振興 課	津山市農業研 修施設維持管 理事業(佐良 山農業研修施 設・河辺農業 研修施設) 【自治事務】	津山市の地域農業の推進と水田利用再編 対策に伴う転作技術の向上に資するため 設置された津山市農業研修施設(佐良山 農業研修施設・河辺農業研修施設)の維持 管理。 それらに係る運営委員会の委員報酬	18	2,711	2,711	0.1	C	直営	両施設とも利用者の増大とともに、施設の老朽化が 進み修繕費等の維持管理費が増大している。施設利 用者からは老朽化に対する厳しい視線もあるため、 今後は適切、効率的な施設管理が必要。公民館施設 としての利用率が高く、今後の調整を要する。	D	直営	・各施設に設置している農業研修 施設運営委員会を統合すること。 ・実質的な公民館としての利用実 態を鑑み、財産移管を行なうこ と。
				19	2,841	2,841	0.1						

平成19年度 津山市事務事業総点検2次評価結果一覧表（3次評価分を除く）

【別紙 2】

NO.	担当 部署名	事業名	事務事業の概要	年 度	総事業費	一般財源	職員数	1次評価（担当課）の点検結果			2次評価（行政内部評定者）の点検結果		
					千円	千円		評価	実施主体	説 明	評価	実施主体	説 明
62	農業振興課	農産物フリーマーケット事業 【自治事務】	イベント開催により地域活性化を目指すとともに、地産地消の推進を図り、市民に安全・安心と農に対する理解・情報提供を目的とする。宮川朝市に対する助成。年2回の阿波ふるさと祭りの助成。加茂谷まつり事業の助成。加茂町特産朝市事業の助成などである。	18	8,661	8,661	0.2	B	民間委託（全部）	平成8年10月に地域の活性化などを目的に始まった「宮川朝市実行委員会」は、出展参加料などを含め実行委員会規約により適切に運営されており、支援を継続すべき。そのほか、「勝北ふるさと祭り」、「かも谷祭り」、「加茂の朝市」、「阿波ふるさと祭り」などの助成については、交付先が観光協会であったり、農業振興と関連付けが希薄なイベントもあるため、それぞれ助成要件等々再検証が必要と考える。	C	民間委託（全部）	【祭り・イベント見直し対象事業】 ・イベント事業については、地域均衡と地域特性などの総合的な見地から見直すこと。
				19	6,443	6,443	0.2						
63	農業振興課	地域農業振興費（有機の里づくり推進事業） 【自治事務】	有機の里づくりの推進のため、堆肥製造施設等で製造された良質な堆肥を利用することにより、資源循環型農業、有機農業の推進を図り、安全で付加価値の高い農産物の生産と土づくりを促進し、併せて源流地域として清らかな河川環境を維持するため、堆肥利用のPRと購入費の助成をするもの。（19年度まで加茂地域のみ）	18	4,166	10,291	0.1	C	直営	清流とゆうきの里づくり推進事業補助金交付要綱に基づいて、農家組合、3戸以上の営農集団、個人農家に対し堆肥購入の助成を行っている。市は申請によりグリーンユニオン加茂、農協加茂支店に補助（堆肥購入金額の3/4、個人購入＝1/2）を行っており、平成17年度実績補助額は3,943千円となっている。堆肥製造施設の堆肥受け入れ量を流通、販売するための販売促進費となっており、止むを得ない部分もあるが、補助率が3/4と高率なことなどから公平性など検討の必要がある。	C	直営	・担当課の方針どおり、公平性の観点から利用者負担や助成金等、制度の見直しを行なうこと。
				19	4,750	10,212	0.1						
64	農業振興課	地域農業振興費（あば農業振興施設管理事業）（あば交流館） 【自治事務】	阿波地域の農業振興施設の管理運営	18	10,953	10,953	0.0	C	民間委託（全部）	（財）あばグリーン公社への委託事業については、公社の会計区分が一般会計として農林業関係事業と公共業務受託事業などが一括処理がなされており、その一方、農産物販売特別会計として、氷温米、農産加工品販売などがあり、これらの各事業が複雑に会計処理されているのが現状である。交流館特別会計は、指定管理契約に基づき、会計処理されているが、利用料等については、指定管理者制度発足時点の利用料となっており、施設状況、利用状況を考慮し、会計処理の有様を含めて再検証を行う。	C	民間委託（全部）	【外郭団体の見直し対象事業】 ・担当課の方針どおり、事業委託先における会計処理の適正化・明確化等の指導に併せて事業を再検証し、公平性の観点から利用者負担の見直しや助成金等、制度を再構築すること。
				19	11,754	11,754	0.0						
65	農業振興課	地域農業振興費（あば農業振興施設管理事業） 【自治事務】	阿波地域の農業振興施設の管理運営	18	3,645	3,645	0.0	C	民間委託（全部）	”あば農業振興施設管理事業は、公社会計において一般会計として①農地貸借事業、②農作業受託事業、③生産販売事業、④山林作業受託事業⑤公共業務受託事業があり、特別会計として、農産物販売特別会計を置き、各々会計処理は適切になされているが、あば農業振興施設管理事業として施設管理委託を行っている(1)乾燥調整施設(2)集出荷貯蔵施設(3)農産物、木工加工施設と経理区分、氷温米、農産加工品販売、農産物仕入、加工食品、味噌販売などの経理分類が複雑となっており、人件費、管理費など経費の明確化が必要。	C	民間委託（全部）	【外郭団体の見直し対象事業】 ・担当課の方針どおり、事業委託先における会計処理の適正化・明確化等の指導に併せて事業を再検証し、公平性の観点から利用者負担や助成金等、制度を再構築すること。
				19	3,683	3,683	0.0						

平成19年度 津山市事務事業総点検2次評価結果一覧表（3次評価分を除く）

【別紙 2】

NO.	担当 部署名	事業名	事務事業の概要	年 度	総事業費	一般財源	職員数	1次評価（担当課）の点検結果			2次評価（行政内部評定者）の点検結果		
					千円	千円		評価	実施主体	説 明	評価	実施主体	説 明
66	農業振興課	畜産振興関係費（食肉処理センター特別会計繰出金） 【自治事務】	津山市食肉処理センターの運営に係る一般会計からの繰出金 ①社団法人 津山食肉処理公社へ委託している管理運営費「（必要経費）－（センター使用料収入）」を支払うもの。 ②整備等に係る公債費（元金・利子）を支払うもの。	18	187,788	187,788	0.1	B	民間委託（全部）	津山市食肉処理センター管理運営業務委託費は、平成18年度で96,000千円程度である。施設整備に係る起債償還は平成27年度まで。平成22年度からは、償還額が年2千万円程度までに順次逓減する見込みである。今後、施設の老朽化、食の安全安心の観点からの施設改修が必要となっており、補助事業が見込めないため、全額地方債（または市中借り入れ）となる。	C	民間委託（全部）	・施設運営においては、経営健全化に向けて公平かつ適正なと畜処理手数料等の設定や利用団体の自主運営への転換等、抜本的な見直しを行なうこと。 ・施設建設の目的を再検証し、将来方針を検討すること。
				19	177,750	177,750	0.1						
67	農業振興課	畜産振興施設整備事業費（加茂堆肥製造施設） 【自治事務】	農村環境の保全を図るため、畜産農家から排出される家畜糞尿を処理し堆肥化することにより、無臭の良質堆肥として農地に還元し、有機農業の推進と資源循環型農業の普及を図るため、堆肥製造施設の運営を行う。	18	8,731	8,731		C	民間委託（一部）	施設運営経費は、15,600千円程度で、収入は堆肥販売収入と施設利用料、行政からの管理運営委託料で運営をしている。 しかし、「清流とゆうきの里づくり推進事業補助金」交付要綱に基づく堆肥利用促進補助が、3,943千円（平成17年度実績）あり、実質的には堆肥販売収入に上乗せ還元されているため、施設運営面からも再検討を要する。検討に当たっては、飼養農家への過剰負担や環境対策、円滑な施設運営に支障が生じない配慮が必要と考える。	C		担当課の方針により、改善を進めること。
				19	8,712	8,712							
68	農業振興課	畜産振興施設整備事業費（久米ゆうきの丘堆肥製造施設） 【自治事務】	堆肥製造施設の運営を行い、「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」に基づき、畜産農家の環境対策を支援するとともに、牛糞による堆肥製造を行い、耕地に還元する資源循環型農業の普及と施設の効率的運営を図る。	18	10,839	10,839	0.1	C	民間委託（一部）	堆肥利用者（組合員）から発生する堆肥量は、5千トン/年余りであり、その回収量は4割程度と見込まれ、牛糞の回収増を求められてはいるが、施設運営経費の面において対応に苦慮している。また、施設運営は畜産環境の観点からも継続運営は必要であり、利用組合員は12名で、人件費相当額を市からの委託料で賄っており、利用料の見直しなど経営改善を点検する必要がある。堆肥を耕種農家に還元し循環型農業を進める必要があり広域流通による販売拡大が急務。	C	民間委託（一部）	・担当課方針どおり、委託事業先における会計処理の適正化・明確化等の指導に併せて事業を再検証し、公平性の観点から利用者負担や助成金等、制度を再構築すること。
				19	8,319	8,319	0.1						
69	農業振興課	【食肉特別会計】 食肉処理センター管理運営費 【自治事務】	津山市食肉処理センターの運営管理業務委託に係る、（社）津山食肉処理公社への施設管理委託。 廃棄物焼却炉のダイオキシン調査委託。	18	97,653	1	0.0	B	民間委託（全部）	施設への家畜持込みは、県内産が50%程度で、小売業者等による他県からの持込みが主であり、組合員である小売商（販売業者）に施設を貸与する方法もある。今後、県営施設との連携の中で経営効率性を高める方策についても検討する必要がある。	C	民間委託（全部）	・施設運営においては、経営健全化に向けて公平かつ適正なと畜処理手数料等の設定や利用団体の自主運営への転換等、抜本的な見直しを行なうこと。 ・施設建設の目的を再検証し、将来方針を検討すること。
				19	92,003	1	0.0						

平成19年度 津山市事務事業総点検2次評価結果一覧表（3次評価分を除く）

【別紙 2】

NO.	担当 部署名	事業名	事務事業の概要	年度	総事業費	一般財源	職員数	1次評価（担当課）の点検結果			2次評価（行政内部評定者）の点検結果		
					千円	千円		評価	実施主体	説 明	評価	実施主体	説 明
70	商工観光課	商工行政関係費（商業関係事務費） 【自治事務】	商業振興業務に係る出張、消耗品購入、審議会事務局事務等、商業振興に係る一般業務を行う。	18	20,622	342	2.6	C	直営	審議会については、組織を再編し、商業活性化に有用な提言が行えるよう見直しを行う。	C	直営	・審議会については、6次産業化に対応した産業振興審議会（仮称）への一元化を検討すること。
				19	20,073	573	2.6						
71	商工観光課	商工業振興関係費（津山総合流通センター関係費） 【自治事務】	津山総合流通センターの企業誘致の促進と周辺環境への配慮を図る。・平成8年3月に策定した津山総合流通センターの環境管理計画に基づき環境管理調査を実施する。 ・新たに工業誘致を図るため、環境影響評価の見直しを行う。	18	19,516	19,489	0.2	B	民間委託（全部）	当事業は県条例の要請事項であり、廃止中止の余地もなく、事業も民間委託しているため、これ以上の見直しの余地はない。 しかし、直接誘致活動に関与していない部署が所管しているため、企業誘致活動の情勢把握や関係機関の情報を活かした迅速な方針決定に欠け、行政間競争力が見劣りしている。よって、企業誘致の起承転結を可能とする組織改革を望んでいる。	C	民間委託（全部）	・総合流通センター等にかかる企業誘致施策については、方針決定の迅速化や一貫性のある施策展開など、効果効率的行政運営を推進すること。
				19	13,033	11,533	0.2						
72	商工観光課	商工業振興関係費（中心市街地商業活性化事業） 【自治事務】	市の中心市街地における商業の高度化と活性化を図るため、TMOである津山まちづくり㈱が実施する商業の高度化と活性化に資する事業への助成を行う。	18	12,192	8,292	0.5	C	民間委託（全部）	中心市街地活性化法の改正にともない、中活基本計画の見直しと中心市街地活性化協議会の設置を進めるなかで、TMO組織と事業の見直しを合わせて行う。	C		担当課の方針により、改善を進めること。
				19	9,027	5,277	0.5						
73	商工観光課	地域交流センター管理運営事業 【自治事務】	市の中心市街地における都市機能の充実と商業の振興を図るため、広域交流の場としての施設の提供及び商業振興に資する展示施設の提供を行う。	18	50,079	45,700	0.5	C	民間委託（一部）	当事業は、指定管理者制度の導入を平成19年度中に行い、事務事業の効率化と施設の利活用の向上を図る。	C		担当課の方針により、改善を進めること。
				19	36,212	29,582	0.5						
74	商工観光課	観光宣伝・紹介事業 【自治事務】	観光客の誘客を図るため、観光パンフレットを活用し積極的な情報を発信するとともに、観光案内等、受入対策を充実させる。また、地域プロモーション映像を制作し、映像制作関係者へ情報を発信する。	18	18,569	18,569	0.6	C	民間委託（一部）	現在は、観光協会・商工会議所と観光宣伝等について、協力あるいは分担して実施しているが、その役割・効果的な方法を考えた場合に改善の余地はある。	C		担当課の方針により、改善を進めること。
				19	19,529	19,529	0.6						
75	地域活性室	定住化促進事業 【自治事務】	合併経過措置による旧加茂町「定住奨励金」、旧阿波村「若者定住促進補助金」、「通勤補助金」、「Uターン補助金」、「引越補助金」	18	776	776	0.0	E	直営	合併による経過措置分であり、平成19年度で旧加茂町の定住奨励金交付も終了するため、当該事務事業については、全て平成19年度で終了する。	E		・担当課の方針どおり、事業廃止すること。
				19	475	475	0.0						
76	地域活性室	勤労者総合福祉センター管理運営費 【自治事務】	中小企業に働く勤労者の福祉の充実、雇用の促進と産業の振興に資するため、勤労者総合福祉センターの管理運営（管理を都市整備公社に指定管理委託、勤労者等が会議・研修・講座・スポーツ等に利用）を実施	18	22,024	17,008	0.1	C	民間委託（全部）	勤労者総合福祉センターと東苫田公民館はそれぞれ住民にとって必要な施設である。事務の改善のためには、東苫田公民館との併設であり、管理運営業務の見直し（一本化）を行うことが必要である。平成19年度、関係課で協議中。	D	民間委託（一部）	・施設の内容等を鑑み、効率的運用を図るため公民館へ財産移管し、運営コスト等の削減を図ること。
				19	21,353	15,753	0.1						
77	土木課	道路整備事業費負担金 【自治事務】	県管理の国道、県道の整備推進のため、岡山県が実施する県道等の改築負担金で、市が事業費の一部を負担。	18	96,807	49,556	0.1	C	直営	市域の幹線道路、環状道路や地域拠点へのアクセス道路としての機能を持っていて、早期整備が喫緊の課題であるが市負担率の軽減を引続き要望する。	C		担当課の方針により、事務事業改善を進めること。
				19	38,400	3,450	0.1						

平成19年度 津山市事務事業総点検2次評価結果一覧表（3次評価分を除く）

【別紙 2】

NO.	担当 部署名	事業名	事務事業の概要	年 度	総事業費	一般財源	職員数	1次評価（担当課）の点検結果			2次評価（行政内部評定者）の点検結果		
					千円	千円		評価	実施主体	説 明	評価	実施主体	説 明
78	都市計画課	都市計画行政費（津山駅前・城下駐車場管理事業） 【自治事務】	駐車場整備計画を踏まえて市内中心部の駐車場の適切な配置と利用促進を図るとともに、市営駐車場2箇所（津山駅前駐車場と城下駐車場）の維持・管理を行う。なお、管理は都市整備公社を指定管理者とする。	18	10,892	△ 21,474	0.2	B	民間委託（一部）	H18～H20は、都市整備公社を指定管理者とする。 H18に整備を完了した駐車場案内を効果的に活用しながら、利用者の利便性やサービスの向上による駐車場利用台数の増を図る。	C	民間委託（一部）	・指定管理者制度については、更新時に、公共交通利用促進の観点もふまえた上で、利用料金制の採用など、競争原理の促進を検討すること。
				19	11,644	△ 20,362	0.2						
79	都市計画課	公園管理運営費 【自治事務】	都市公園等の適切な管理により、良好な都市環境を保持し、都市生活の安全性、利便性、快適性を確保する。課所管の都市公園55箇所、その他公園10箇所について、市民との協働による維持管理も含め適切に管理し、市民が憩い安らぐ場を提供。	18	181,020	131,680	2.0	A	民間委託（一部）	引き続き、一部民間委託（施設管理業務委託、作業委託）を含め、安全で快適な公園の維持管理に努め、市民の利用向上を図る。なお、公園施設（トイレ、園路等）のユニバーサルデザイン化の推進等、公園管理事業費の拡大・充実が必要である。	D	民間委託（一部）	・他の類似公園施設等（児童公園・児童遊園地・農村公園等）との重複を避け、地域均衡を図った施設整備を行なうなど、効率的な管理運営形態を検討すること。
				19	171,469	122,440	2.0						
80	都市計画課	グリーンヒルズ津山管理運営費 【自治事務】	都市型リゾート拠点のグリーンヒルズ津山を、自然との触れ合いの場、レクリエーションや多彩な交流の場、健康維持増進の場として、多くの市民や県民が安全で快適に利用できるよう管理運営し、さらに津山地域への誘客および県北地域の発展を図る。グリーンヒルズ津山全体の統一的で専門的な管理運営のため、県施設で津山市が指定管理者であるガラスハウスや公園部分の管理は（財）津山文化振興財団に委託する。あわせて津山市施設のリージョンセンターは（財）津山文化振興財団を指定管理者としている。	18	308,958	187,224	1.3	B	民間委託（全部）	H18～H20は、県からの指定管理者部分（ガラスハウス、公園部分）は（財）津山文化振興財団に委託し、市の施設（リージョンセンター）は（財）津山文化振興財団を指定管理者として管理する。 中核的な施設であるガラスハウスは年間約15万人の利用者があり、引き続き利用促進のために様々な工夫を行い、利用者増に努める必要がある。	C	民間委託（全部）	・利用料金については、引き続き適正な料金体系を検討すること。 ・市のすべての県施設の管理運営受託について、県内・県外類似施設に対する他市町村の関わり方を全庁的に研究した上で、県・市負担のあり方について検討すること。
				19	294,109	173,749	1.3						
81	建築住宅課	都市景観整備費 【自治事務】	都市景観の維持、整備のため、歴史的景観の保全、城東むかし町家、城東屋敷、作州民芸館の維持管理、城西フェアへの補助等、及び中島病院旧本館保存・活用プランの協議検討	18	20,772	20,767	1.5	C	民間委託（一部）	・各施設の有効利用について、再検討の必要がある。 ・平成19年度から「城西まるごと博物館フェア」については、地元主体行事に移行する。 ・中島病院旧本館の保存・活用について検討協議を行っており、保存・活用方法が決定すれば施設改修を行う。	C		担当課の方針により、事務事業改善を進めること。
				19	21,560	21,555	1.5						
82	建築住宅課	住宅維持管理費 【自治事務】	公営住宅の維持・管理 公営住宅64団地 1090戸の維持・管理、公営住宅団地の建設計画	18	97,059	48,722	2.5	C	民間委託（一部）	・平成18年度から指定管理者として、（財）津山市都市整備公社に入居者に関する公募、指導連絡、住宅使用料の収納そして市営住宅の維持管理等を委託している。しかし、都市整備公社が行う部分がどの範囲か明確な区分がなく、入居者からの問い合わせが都市整備公社と津山市とを行き来するような状態が生じる恐れがある。従って、市営住宅の受付から維持管理の窓口を都市整備公社に一本化して入居者の利便性向上を図る必要があり、平成21年度に向けて検討する。 ・住宅団地全般にわたり、老朽化による維持補修に必要な経費を充当する必要がある。	C	民間委託（一部）	・指定管理契約においては、修繕範囲の明確化と協定書等への明文化によって、負担の軽減と事務の効率化を図ること。
				19	98,920	53,251	2.5						

平成19年度 津山市事務事業総点検2次評価結果一覧表（3次評価分を除く）

【別紙 2】

NO.	担当 部署名	事業名	事務事業の概要	年 度	総事業費	一般財源	職員数	1次評価（担当課）の点検結果			2次評価（行政内部評定者）の点検結果		
					千円	千円	人	評価	実施主体	説 明	評価	実施主体	説 明
83	建築住宅課	公営住宅建設事業費 【自治事務】	公営住宅団地の建設(建て替え)及び建て替え計画	18	147,351	9,304	0.5	A	直営	政策空家の措置、建て替え計画等、総合的に計画する必要がある。 平成20年度に住宅マスタープランを策定し、今後の住宅施策を検討する。	C	民間委託（一部）	・市営住宅の大規模改善・建替え・新設の際には、PFI導入の可能性について積極的に検討すること。
				19	6,250	4,125	0.5						
84	加茂支所総務振興課	支所及び出張所費 (加茂支所) 【自治事務】	加茂支所管理運営、加茂支所集中管理車両の維持管理	18	24,941	24,873	1.6	B	民間委託（一部）	年度後半には予算・経費の見直しを確実に行之い、不要な経費を落とすことでコスト削減を実現する。 空きスペースについては、民間・地域住民へ積極的に利用について働きかけていく。	C	民間委託（一部）	・新たな財産活用指針に基づき、支所管轄の未活用財産の積極的活用・処分を進めること。
				19	24,548	24,494	1.6						
85	阿波支所総務振興課	支所及び出張所費 (阿波支所) 【自治事務】	阿波支所の管理、阿波支所の車両管理	18	18,378	18,315	1.2	B	民間委託（一部）	支所については、合併地域の住民サービスの維持のためには必要なものである以上、支所管理業務は今後も必要な業務であるが、常に妥当性・必要性・効率性の観点から検証する姿勢を持ちながら、経費削減に努めなければならない。	C	民間委託（一部）	・新たな財産活用指針に基づき、支所管轄の未活用財産の積極的活用・処分を進めること。
				19	17,110	17,057	1.2						
86	勝北支所総務振興課	支所及び出張所費 (勝北支所) 【自治事務】	勝北支所の庁舎及び公用車両の維持管理 支所庁舎の円滑な運営	18	36,304	32,682	1.4	B	民間委託（一部）	支所の管理コストの削減については、不要、余剰部分の歳出について目を光らせ、削減を実施していく。支所の利用促進については、地域住民への周知を図り、近隣合併地域からの利用促進を図る必要がある。支所の空きスペースの活用については、地方自治法施行令の一部改正を受け、行政財産の目的外使用が柔軟に対応できることとなったことから、民間への貸し出し等を検討する必要がある。	C	民間委託（一部）	・新たな財産活用指針に基づき、支所管轄の未活用財産の積極的活用・処分を進めること。
				19	37,687	33,640	1.4						
87	久米支所総務振興課	支所及び出張所費 (久米支所) 【自治事務】	久米支所の庁舎等及び車両の適切な維持管理	18	36,963	35,350	2.1	B	民間委託（一部）	行財政改革の推進にはマネジメントサイクルの実践による職員個々の意識改革を図ることが重要と考える。当面、支所車両管理費で維持管理をしている11台について、運行状況等を勘案し管理移管及び廃車等により経費削減を図る。	C	民間委託（一部）	・新たな財産活用指針に基づき、支所管轄の未活用財産の積極的活用・処分を進めること。
				19	38,010	36,159	2.0						
88	簡易水道課	【簡水】 簡易水道事業費 【自治事務】	清浄で豊富低廉な水の供給を図り、もって公衆衛生の向上と生活環境の改善に寄与するため、水源及び水質の安定また管路の整備、併せて施設の集中監視システムを整備し、安定供給を行なうもの。	18	597,770	92,054	6.0	B	民間委託（一部）	ライフラインのため、生活不安を起こさない必要最小限の整備を実施したうえ、民間で対応できるものは委託を推進し、経費削減を図りたい。 なお、H20から合併前市町村間の使用料金の格差を解消し、料金統一を図るとともに、簡易水道課を廃止して工務課へ統合し、事務の合理化・効率化を推進する。	C	民間委託（一部）	・担当課の方針どおり、合併市町村間の簡易水道使用料金の格差解消を図ること。
				19	583,054	111,823	6.0						

平成19年度 津山市事務事業総点検2次評価結果一覧表（3次評価分を除く）

【別紙 2】

NO.	担当 部署名	事業名	事務事業の概要	年度	総事業費	一般財源	職員数	1次評価（担当課）の点検結果			2次評価（行政内部評定者）の点検結果		
					千円	千円		評価	実施主体	説 明	評価	実施主体	説 明
89	議会事務局	議会運営費 【自治事務】	議会活動及び事務局運営のため、 議会活動及び議長ならびに議員活動費 議会活動を円滑に行うための諸経費及び 事務局の運営費	18	329,630	329,630	9.0	B	直営	議員定数、政務調査費等について多様な市民の意見があるが、議会としての判断を待つものである。現在の状況として、政務調査費の使途及び情報公開について各会派からの選出議員により検討しており、9月議会で関係条例の改正を目途に調査研究中である。 事務局としては法令根拠、類似都市の実例、先進事例などを積極的に調査提供していきたい。	C	直営	・議員活動費については、透明性を高めるなど適切な運用を図られたい。
				19	327,476	327,476	9.0						
90	選挙管理委員会	選挙管理委員会運営費（明るい選挙推進） 【自治事務】	公職選挙法第6条の規定に基づき、選挙人に対し、選挙に関する啓発等を行うことにより、政治などへの関心を高め、選挙の重要性を認識し、投票参加を促すため、小・中学生の選挙啓発作品の募集、新成人への啓発、明るい選挙推進協議会の運営を実施	18	884	104	0.1	C	民間委託（一部）	選挙時はもとより、平時から政治、選挙への関心を高めていくことが、政治離れを食い止め、投票総参加につながっていく。市単独で行っていくには限界があるが、現在の事業を地道に継続的に実施していくことと、平成18年度に再組織化した「津山市明るい選挙推進協議会」とともに、さらに効率的な事業を検討していく。	C		担当課の方針により、事務会税を進めること。
				19	845	95	0.1						
91	選挙管理委員会	市政選挙執行事業 【自治事務】	市選挙管理委員会が管理する選挙の投・開票事務を行うため、ポスター掲示場の設置、選挙人名簿の調製、入場整理券の作成・発送、投・開票事務などを実施。 投票所数48ヶ所（津山地域32、加茂地域4、阿波地域1、勝北地域5、久米地域6）、ポスター掲示場 378ヶ所（津山地域248、加茂地域35、阿波地域8、勝北地域36、久米地域51）	18	8,520	1,500	0.9	C	直営	法令に定められた手続きに従って行う事業であり、事業そのものの改革は難しいが、投票事務や開票事務の機械化を図るなどの省力化、効率化を進めたり、投票区を適性規模で効率的なかたちで再編（見直し）するよう進めていきたい。	C	直営	・担当課の方針どおり、省力化・効率化を進めること。 ・投票区従事職員の配置基準を明確にし、選挙事務の効率的運営を図ること。
				19	73,250	66,500	0.9						
92	選挙管理委員会	国・県政選挙執行事業 【自治事務】	同 上	18	20,460	15,000	0.7	C	直営	同 上	C	直営	同 上
				19	67,750	62,500	0.7						
93	出納室	一般管理事務費（出納係） 【自治事務】	確実かつ迅速な出納事務を行うため、公金の出納及び保管	18	32,308	32,308	4.0	C	直営	コンビニ収納は現在水道料金の収納を委託しているが、その他の公金の取扱は行っていない。金融機関での取り扱いに手数料支払を免除されている関係で、公金取扱手数料全体に関わることとなること懸念されるため、実施に至っていない。	C		担当課の方針により、事務改善を進めること。
				19	31,085	31,085	4.0						
94	教育管理課	小学校管理運営事業費 【自治事務】	小学校児童の発達段階や学校毎の特性や地域性に応じて編成した教育課程を達成するため、市立小学校28校において、経常経費の執行、備品の整備や給食の提供及び建物・施設の修繕を行なう	18	852,014	847,903	81.7	C	民間委託（一部）	小学校管理運営のための多岐にわたる事業であり、経常経費の節減努力はしているが、施設の老朽化等により修繕必要個所が増大しており、学校要望に応えきれっていない。教育環境の整備と安心・安全の学校づくりのため、常に事業の見直しをしながら、引き続き効率的な事業にとりくんでいく必要がある。	C	民間委託（一部）	・小学校のグラウンド・体育館等の使用については、体育施設との均衡を図り、適切な施設利用料の徴収を図ること。
				19	797,711	793,843	80.1						
95	教育管理課	小学校教育振興費	小学校において、地域、学校及び生徒の実態に合わせて編制された教育課程に	18	86,465	85,875	0.9	C	直営	就学援助制度、遠距離通学補助事業については、引き続き該当者への補助等を継続することにより、保護者の負担軽減を図り、義務教育の円滑な運営を資することができる。事業は実施が必須。給食費の未納問題が取りあげられる中、現在の基本的に支給	C	民間委託	・給食費未納対策については、事務処理の改善を図ること。 ・就学援助については利用率が高

平成19年度 津山市事務事業総点検2次評価結果一覧表（3次評価分を除く）

【別紙 2】

NO.	担当 部署名	事業名	事務事業の概要	年 度	総事業費	一般財源	職員数	1次評価（担当課）の点検結果			2次評価（行政内部評定者）の点検結果		
					千円	千円		評価	実施主体	説 明	評価	実施主体	説 明
95	課	【自治事務】	沿って事業活動の充実を図るため、使用する教材備品整備事業ほか、就学奨励事業、遠距離通学補助事業を行う。	19	86,763	86,521	0.9			本給食センターは、現行の基本的な食料供給対象者個人口座へ振り込み援助する方法を、学校長口座へ移行する等の事務的な見直しの検討を行う。教育活動のため必要な教材備品整備事業については、現状の予算確保を図る。		（一部）	いため、運用基準の見直しを図り、公平かつ適正な運用を行なうこと。
96	教育管理課	中学校管理運営事業費 【自治事務】	市立中学校8校における生徒の発達段階や学校毎の特性や地域性に応じて編成した教育課程を達成するため、教育活動のための、経常経費の執行、備品の整備や給食の提供及び建物・施設の修繕を行なう	18	223,596	233,224	11.0	B	民間委託（一部）	中学校管理運営のための多岐にわたる事業であり、経常経費の節減努力はしているが、施設の老朽化等により修繕必要個所が増大しており、学校要望に応えきれていない。教育環境の整備と安心・安全の学校づくりのため、常に事業の見直しをしながら、引き続き効率的な事業にとりくんでいく必要がある。	C	民間委託（一部）	・中学校のグラウンド・体育館等の使用については、体育施設との均衡を図り、適切な施設利用料の徴収を図ること。
				19	221,951	202,499	10.6						
97	教育管理課	中学校教育振興費 【自治事務】	中学校において、地域、学校及び生徒の実態に合わせて編成された教育課程に沿って事業の充実を図るため、使用する教材備品整備事業ほか、就学奨励事業、遠距離通学補助事業を行う。	18	44,773	44,416	0.9	C	直営	平成19年度を以ってヘルメット補助制度を廃止することによる混乱を避けるため、十分な周知手続を行う。就学援助制度事業、遠距離通学補助事業については、引き続き該当者への補助等を継続することにより、保護者の負担軽減を図り、もって義務教育の円滑な運営を資することことができる。事業は実施が必須。事務的な面で、改善に努める。教育活動のため必要な教材備品整備事業については、現状の予算確保を図る。	C	直営	・ヘルメットの補助制度については、廃止すること。 ・就学援助については、利用率が高いため運用基準の見直しを図り、公平かつ適正な運用を行なうこと。
				19	48,580	48,507	0.9						
98	教育管理課	幼稚園管理運営費 【自治事務】	市立幼稚園14園における幼児の発達段階や幼稚園毎の特性や地域性に応じて編成した教育課程を達成するため、幼庭園の教育活動のために使用する消耗品、光熱水費、備品整備等の経常経費の支払、事業用の備品等の整備や建物・施設の修繕を行うものであり、幼稚園教諭、嘱託園長の人件費を含む	18	428,151	399,978	59.8	C	民間委託（一部）	幼児教育の充実という面から「三歳児保育」や「あずかり保育」の実施、さらに「障害児教育」の充実などが求められているが、その一方で園児数の減少により集団教育の実施が困難になるなど課題を抱えており、津山市としての幼児教育のあり方を検討する必要がある。取り組み結果により合同保育も解消したい。修繕経費については、経常経費の節減努力はしているが、施設の老朽化等により修繕必要個所が増大しており、要望に応えきれていない。教育環境の整備と安心・安全の学校づくりのため、常に事業の見直しをしながら、引き続き効率的な事業にとりくんでいく。	C	民間委託（一部）	・幼稚園運営については、幼保一元化や統廃合等、就学前幼児教育の総合的な観点で実施方針を策定すること。
				19	385,120	355,740	59.2						
99	教育管理課	給食センター管理運営事業 【自治事務】	学校教育の食育の一環として、安全で栄養バランスのとれた給食を提供するため、共同調理場など給食施設の運営管理を行なう。食育を根底にした、安全で栄養バランスのとれた学校給食を提供するため、各調理場での人員配置、消耗品や光熱水費等経常経費の支出、備品整備等	18	130,833	130,833	21.3	D	直営	現存の共同調理場は、国の衛生基準に合致しておらず改修が多額であること、また、老朽化も著しく修繕費も多額である。現在進行中の新学校給食センターの稼動状況を見て、今後、合併特例債の効く平成26年度末までに、3つの共同調理場と小学校の単独調理場を統合した第2給食センターの建設を計画する。同時に水光熱費、燃料費を保護者負担に移行を考える。	D	民間委託（一部）	・児童生徒の食育に配慮した給食を提供すること。 ・合併地域間の給食費負担については、不均衡を早急に是正すること。 ・第2給食センターの建設については、PFIや公設民営方式を念頭に検討を行なうこと。
				19	120,184	120,184	21.3						
100	学校教育	【奨学金特別会計】 奨学金貸付事業	基金運用によって生じた収益金を奨学金として貸与し、経済的な理由で就学困難な者に高校・大学に進学機会を提供。全本明正奨学金：元資3,000万円、高校生月額 14,000円、大学生月額	18	3,630	1,560	0.2	C	直営	奨学金制度は、有能で学習意欲の高い高校・大学生で経済的支援を要する者にとって不可欠なものである。しかし、磯野奨学金は元資が少なく、現在新規貸付は行っていない。また、全本奨学金は、元資3,000万円であるが、低金利の相場で貸付の維	C		担当課の方針により、事務改善を

平成19年度 津山市事務事業総点検2次評価結果一覧表（3次評価分を除く）

【別紙 2】

NO.	担当 部署名	事業名	事務事業の概要	年 度	総事業費	一般財源	職員数	1次評価（担当課）の点検結果			2次評価（行政内部評定者）の点検結果		
					千円	千円		評価	実施主体	説 明	評価	実施主体	説 明
100	課	奨学金貸付事業【自治事務】	貸付金額 14,000円、入学金分額 30,000円 磯野計記念奨学基金：元資300万円、大学生月額 30,000円（平成18年度から新規貸付を休止中）	19	4,308	1,500	0.2	C	直営	ももも万円であるが、低金利の状況では貸付の維持、拡大は難しいと思われる。昨年、磯野氏の孫と協議し未同意であるが、二つの制度を一元化したい。その際、貸し付け条件の見直しを行い、貸付の効果的な運用を図りたい。	C		進めること。
101	社会教育課	社会教育事業（生涯学習関係）【自治事務】	生涯学習、成人教育等を総合的に推進し、人格の熟成を目指し、また地域社会の形成者づくりを目的とする。生涯学習事業（生涯学習フェスティバル、学校開放事業、コースかるがも教室、いつでもどこでも講座、青年学級、学校支援ボランティア等）、成人教育事業（歴史講座、家族ふれあい教室、PTA研修、高齢者学級等）	18	30,455	30,455	3.4	B	直営	今後も生涯学習の振興、社会教育の充実、拡充をはかり、社会教育事業をより充実させていく。生涯学習フェスティバルについては、市民との協働をはかり、事業展開をしていく。PTAを中心とした社会教育関係団体との連携も深めていく。高齢者を中心とした学習講座の充実を検討していく。視聴覚ライブラリーも教材の充実を図る	D	直営	・学校開放事業が目的としている地域住民の学校施設利用については、学校関係者並びに地域住民双方に理解が浸透し、利用が定着しているため、事業を廃止すること。
				19	33,052	33,052	3.4						
102	社会教育課	社会教育事業（人権教育関係）【自治事務】	市民の様々な人権問題について理解と認識を深め、生活の中に人権が生きる社会を目指す。①人権教育推進事業においては、人権関係講演会を津山地区、加茂地区、久米地区、加茂・阿波地区で各1回実施する。②社会人権教育推進事業においては、市内各幼小中学校のPTAで講演会、ワークショップ等を開催する。	18	13,129	11,496	1.4	B	直営	人権教育の住民への広報啓発活動は重要な施策であり、住民にニーズを把握しながら今後も引き続き実施する必要がある。	D	直営	・人権啓発課や隣保館事業等、類似事業の統合を進め、事業実施方針の一体性並びに施設管理の効率性を促進し、行政コストの削減を図ること。
				19	12,318	10,977	1.4						
103	社会教育課	久米山ふれあいロッジ管理運営費【自治事務】	すくも山とその周辺の市所有の里山の自然と環境を活かして、市民に憩いとふれあいの場を提供し、都市や農村との交流活動を促進することを目的とする。宿泊施設、会議室の提供。	18	5,275	1,998	4.1	C	民間委託（一部）	現在、直営で実施しているが、平成19年度で指定管理者導入に向け公募したが、応募がなかったため、久米温水プールとあわせ、再度平成21年度指定管理者導入に向け調整する予定。民間の活力やサービス精神により、利用者の増大が見込め、久米山ふれあいロッジの運営効果は大きくなり、地域の活性化が図られる。	E	民間委託（一部）	・利用実態を検証し、施設廃止等を視野に検討すること。
				19	6,194	3,127	4.1						
104	社会教育課	鶴山塾管理運営費【自治事務】	学校・家庭・社会生活において悩みを持つ青少年と保護者等に対して、学校・家庭との連携のもとに相談・助言・指導を行い青少年の健全育成を図る。小中学生に対しては教育支援センター（適応指導教室）として社会的自立を促す支援を行う。	18	41,936	41,936	7.5	B	民間委託（一部）	時代のニーズに合った教育相談体制の充実を図り、利用しやすいセンターとする。青少年への有効な自立支援の場となるよう関係諸機関とも連携を図り、活動内容の充実を図る。	C	民間委託（一部）	・市外者利用の実態もあるため、利用者の市町村負担のあり方を見直しすること。
				19	40,965	40,965	7.5						
105	社会教育課	公民館等活動事業費【自治事務】	生涯学習の推進を図り、コミュニティー形成の推進を目的とする。各種自主講座を中心とし、公民館講座を開設し、生涯学習の拠点として各種事業を展開。	18	10,812	10,812	1.0	C	直営	生涯学習活動の拠点として学習の場の提供等を行っている一方、生涯学習事業に受動的状態が見受けられる。自主的で能動的な活動ができるよう推進するとともに、活動する上でサポート体制を整備する必要があると考える。	C		担当課の方針により、事務改善を進めること。
				19	12,577	12,577	1.0						

平成１９年度 津山市事務事業総点検２次評価結果一覧表（３次評価分を除く）

【別紙 ２】

NO.	担当 部署名	事業名	事務事業の概要	年度	総事業費	一般財源	職員数	１次評価（担当課）の点検結果			２次評価（行政内部評定者）の点検結果		
					千円	千円		評価	実施主体	説 明	評価	実施主体	説 明
106	社会教育課	婦人青年の家管理運営費【自治事務】	県施設である婦人青年の家の指定管理者として管理運営、生涯学習の推進を図る。生涯学習の拠点として各種自主講座を中心に各種事業を展開。	18	32,457	30,839	2.0	C	民間委託（一部）	県より婦人青年の家の無償譲渡を受け、中央公民館として利用する。ただし、料金体系は現在のものを活用し、収入を確保するものとする。	C		担当課の方針により、事務改善を進めること。
				19	32,550	30,783	2.0						
107	文化課	歴史民俗資料館管理運営費【自治事務】	市民文化の向上に資するため、郷土の歴史、民俗、考古等に関する資料の収集、保存及び展示を行うもの。加茂町歴史民俗資料館、勝北歴史民俗資料館、久米歴史民俗資料館、大高下ふるさと村休憩所民具館	18	1,442	1,442	0.1	B	混在（直営全・一民間委託）	小中学校における郷土史学習の推進や生涯学習環境の充実の観点から、市内各所に地元地域の歴史、民俗、考古等に関する資料を展示する施設は必要であり、現状のまま継続することが妥当である。	D	民間委託（一部）	・４ヶ所の民族資料館の統合による効率的運営を図り、津山市の民族資料館として教育振興に役立てること。
				19	1,381	1,381	0.1						
108	文化課	文化センター管理運営費【自治事務】	市民の文化向上と福祉の増進を図るための文化会館、生涯学習拠点施設。津山文化センター、加茂町文化センター、勝北文化センター	18	106,036	67,129	1.8	C	民間委託（全部・一部）	加茂町文化センター・勝北文化センターについて、より効果的で効率的な管理運営を目指して、平成２０年４月から指定管理者制度の導入を行う。また、津山文化センターについては、指定管理者（津山文化振興財団）へのモニタリングの実施や業務水準のより一層の向上など指導・連携を強化する。	C		担当課の方針により、事務改善を進めること。
				19	110,853	64,541	1.8						
109	スポーツ課	体育施設管理運営費【自治事務】	津山市体育施設の管理運営（スポーツセンター・鶴山競技場・東部運動公園グラウンド・西部運動公園・西部小体育館・東部小体育館・福岡体育館・津山東武道場・加茂町スポーツセンター・阿波体育施設・勝北総合スポーツ公園・久米総合文化運動公園）	18	148,333	88,064	7.0	B	直営	社会体育施設は利用者数の増、施設種類・設備などのニーズの増加など今後も拡大・充実を図らなければならない。4次総合計画でも環境整備を行うこととしており、スポーツ振興都市宣言を行っている津山市の理念を推進するためにも施設設備の拡充は必要である。使用料金・減免制度の見直し、施設整備を進め、鶴山球技場施設の移管を推進する。施設の安全と利用者のニーズを満たす施設整備を積極的に進める方針である。	D	直営	・担当課の方針どおり、使用料金・減免制度について見直しを図ること。 ・鶴山球技場は廃止し、有効活用を図ること。 ・指定管理者制度の導入については計画的に検討・実施すること。
				19	190,624	93,785	7.0						
110	スポーツ課	体育館管理運営費【自治事務】	津山総合体育館・津山東体育館の管理運営（岡山県と津山市とで、指定管理者の協定を締結している。）	18	40,832	19,523	4.0	B	民間委託（一部）	修繕などの補修を充分県に要望する。維持管理費の節減に努める。効率的・効果的な管理を行う。	C	民間委託（一部）	・担当課の方針どおり、維持管理について経費節減に努めること。 ・指定管理受託契約による大規模修繕については、市の負担範囲を明確にするため、協定書への明文化を求め経費節減を図ること。 ・県施設の管理運営受託については、県内・県外類似施設に対する他市町村の関わり方を研究し、県・市負担のあり方について見直しを行なうこと。
				19	37,268	18,011	4.0						
111	スポーツ課	陸上競技場管理運営費【自治事務】	津山陸上競技場の管理運営（岡山県と津山市とで、指定管理者の協定を締結している。）	18	52,115	35,896	4.0	B	民間委託（一部）	修繕などの補修を充分県に要望する。維持管理費の節減に努める。効率的・効果的な管理を行う。	C	民間委託（一部）	同 上
				19	42,505	30,516	4.0						

- ・総事業費については、従事職員数による人件費相当額を含むものです。
- ・一般財源とは、総事業費から事業にかかる収入金額（利用料・補助金等）を差し引いた実質的な市の持ち出し額です。
- ・職員数については、正規職員のほか嘱託職員・臨時職員を含めた総数（案文による算出）です。